相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区東古松二丁目一〇番、最後の住所岡山市北区東古松二丁目一〇番二二―七〇六号　被相続人　亡　陶山　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

事務所岡山市北区南方一丁目五番二号奥村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　秋山　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区川内三丁目五五七番地、最後の住所広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内二三六番地安芸太田病院内、住民票上の住所広島市安佐南区東原一丁目二一番二六―三〇三号　被相続人　亡　髙本　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

事務所広島市中区八丁堀一一番一号八丁堀第一鯉城ビル三階

相続財産管理人　弁護士　原垣内美陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市那賀川町敷地三一番地五、最後の住所徳島県徳島市南末広町四番三二―二〇三号　被相続人　亡　笹本　惠資

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

徳島県徳島市徳島本町三丁目一三番地　大西ビル三階

相続財産管理人　弁護士　浅田　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市国府町南岩延八六三番地一、最後の住所徳島市名東町一丁目九一番地

被相続人　亡　中西　照行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

徳島市南矢三町一丁目一二番九―三号

事務所徳島市佐古一番町七番三号丸山ビル

相続財産管理人　吉田　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市鬼無町佐藤二四〇番地五、最後の住所高知県高知市若草町一六番一号

被相続人　亡　山下　清江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

事務所高知市小津町九番七号

相続財産管理人　伊藤　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市壺屋一丁目一三二番地、最後の住所沖縄県那覇市壺屋一丁目一五番二九号

被相続人　亡　髙江洲雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十五日

沖縄県那覇市銘苅三丁目一五番六号

相続財産管理人　司法書士　屋宜　恵子

任意清算公告

当社は、平成二十三年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十五日

東京都足立区柳原一丁目七番地七号

合資会社高山商店

無限責任社員　髙岡　守

債権申出の公告

当社は、金融庁から認可を受け、日本における保険業を廃止したことにより、平成二十三年五月十七日外国生命保険業の免許が失効しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

オールド・リパブリック・ライフ・インシュアランス・カンパニー

清算人　藤原　道子

無縁墳墓等改葬公告

墓地移転のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年６月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(73)293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　石川県能美市大成町リ84番地Ｆビル104号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①株式会社クリエイトアキヤマ　②神奈川県知事(5)20221　③代表取締役　秋山佳彦　④神奈川県平塚市錦町17番22号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県平塚市錦町17番22号　株式会社クリエイトアキヤマ　代表取締役　秋山佳彦

①桂建設　②大阪府知事(9)20021　③桂義藏　④大阪市天王寺区六万体町１丁目８番801号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市大正区千島２丁目４番１―459号　桂建設　桂義藏

平成二十三年六月十五日

一、墳墓等所在地　奈良県宇陀郡曽爾村長野一二六二番地

一、墳墓等の名称　大字長野区共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　奈良県宇陀郡曽爾村長野一二六二番地　大字長野区共同墓地委員会

会長　奥西　章夫

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を兵庫県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十三年六月十五日

一、住所　氏名　兵庫県小野市小野町三三六番地　永井　信義

営業保証金額　金二万円